

# 医療情報取得加算のご案内

当院では、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者さんの診療情報を取得・活用することにより、

質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。  
国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。

初診	1点
再診 (3か月に1回)	1点

※マイナ保険証の利用にかかわらず算定いたします。

※正確な情報を取得・活用する為、今後もマイナ保険証の利用にご協力をお願いします。